

能登北部医療圏地域医療連携システム

利用規約

(医療機関、薬局及び各施設の従事者用)

Ver.1.1

平成 24 年 10 月 10 日

株式会社電算

目次

1. 総則.....	4
1. 1 本規約の目的.....	4
1. 2 システムの構成.....	4
1. 3 本人（患者等）の同意と情報の利用.....	4
1. 4 本事業の運営者.....	4
1. 5 運営委員会の設置.....	5
1. 6 システムの運用管理規定.....	5
1. 7 本システムの機能.....	5
1. 8 本システムに登録・保存された情報の取り扱い.....	5
1. 9 相談窓口と参加の受付窓口.....	6
1. 10 医療機関等の環境準備.....	6
1. 11 教育.....	6
1. 12 実証事業参加の対価.....	6
1. 13 アンケートへの協力.....	7
2. 医療機関等とその従事者の利用申請.....	7
2. 1 利用の対象とする医療機関等とその従事者.....	7
2. 2 医療機関等及びシステムの利用者の利用申請方法.....	7
3. 医療機関等からの変更・撤回申請に係る取り扱い.....	8
3. 1 申請の変更・撤回等に係るサービスの取り扱い.....	8
3. 2 利用撤回に係る登録済みデータの取り扱い.....	8
4. 本人（患者等）の利用申請.....	9
4. 1 利用の対象となる本人（患者等）.....	9
4. 2 本人（患者等）の参加同意書を受け付ける場所と説明者.....	9
4. 3 参加受け付けとその代理者の取り扱い.....	9
4. 4 本人（患者等）の参加申請.....	10
5. 本人（患者等）からの変更等の申請.....	12
5. 1 変更等の申請における患者本人とその代理同意者の考え方.....	12
5. 2 変更等の申請書類と受付場所.....	12
5. 3 本人（患者等）の変更等申請.....	12
5. 4 登録データの削除申請に係る情報の削除範囲.....	13
6. 本システムの利用.....	14
6. 1 情報連携（共有）システムの利用.....	14
6. 2 どこでも MY 病院システムの利用.....	15
6. 3 医療機関等の情報提供とサービス提供の義務.....	16
6. 4 本システムのサービス提供期間とびデータ保存期限.....	16

7.	利用者の安全対策の責務	17
7. 1	医療機関等及びその従事者の責務	17
7. 2	本人（患者等）の責務	17
7. 3	セキュリティ事故及び障害時の対応	17
7. 4	システムの利用者のパスワード管理	17
8.	サービスの変更、中止等	18
8. 1	サービスの変更	18
8. 2	利用の一時停止	18
8. 3	サービスの一時停止	19
8. 4	サービスの中止	19
8. 5	禁止する行為	19
9.	免責事項	19
10.	目的外の利用	20
10. 1	目的外の利用禁止	20
10. 2	目的外利用の例外措置	20
11.	各種規定の制定、変更等	20
12.	本規約の施行	20

1. 総則

1.1 本規約の目的

本規約は、シームレスな健康情報活用基盤実証事業(以下、「本事業」という。)を行うにあたり、本事業に参加する病院、診療所及び薬局(以下、「医療機関等」という。)と医師、薬剤師、従事者(以下、「システムの利用者」という。)の、能登北部医療圏地域医療連携システム(以下、「本システム」という。)の実証サービスの利用に必要な事項を定めることにより、円滑かつ安全な実証と試行サービスの運営を図ることを目的として定めるものである。なお、本規約は、医療機関等とその従事者の利用に関する事項を定めるものであり、患者又は患者の代理者(以下、「本人(患者等)」という。)の利用に関わる事項は別途定めるものとしている。

1.2 システムの構成

- (1) 本システムは、「情報連携(共有)システム」、「どこでもMY病院システム」及び「基盤システム」からなる。
- (2) 「情報連携(共有)システム」は、
 - 医療機関及び薬局とで検査データ、放射線画像等の共有及び紹介状のやりとりを電子情報で行うことにより、医療サービスの向上に役立つ実証システム
 - 医療機関と薬局、本人(患者等)関係者間の処方箋の電磁的交付、処方情報と調剤情報のマッチングを行う試行システムで構成される。
- (3) 「どこでもMY病院システム」は、本人(患者等)が、検査データ、おくすり手帳情報、糖尿病手帳情報を、簡単な手段で電子的に記録することで、患者自身が健康情報の活用役立つ実証システムで構成される。
- (4) 「基盤システム」は、ネットワーク、署名、認証用ICカード、認証・認可システム等及び各種セキュリティ対策の実証システムで構成される。

1.3 本人(患者等)の同意と情報の利用

本システムで取り扱う患者に係る個人情報、本人(患者等)から参加の同意を得た当該患者に係る情報に限るものとし、同意を得ていない患者に関わる一切の情報の取り扱いをしないものとする。

1.4 本事業の運営者

本事業は、事業管理者である石川県医師会及び能登北部医師会の管理の下で、事業実施責任者である株式会社電算(以下、「(株)電算」という。)が行うものとする。

1.5 運営委員会の設置

本事業の運営のための諮問機関として、運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置するものとする。

1.6 システムの運用管理規定

(1) (株)電算は、本規約及び次の規定等に基づき、本システムの運用管理を行うものとする。

別紙: 能登北部医療圏地域医療連携システム 個人情報保護方針

別紙: 能登北部医療圏地域医療連携システム セキュリティポリシー

別紙: 能登北部医療圏地域医療連携システム 運用管理規程

1.7 本システムの機能

(1) 情報連携(共有)

- ① 検査データ、放射線画像、紹介状等を、病院、診療所、薬局間で情報連携(共有)を行う。
- ② 処方箋の電磁的な交付と、処方情報及び調剤情報のマッチングを行う。
- ③ 薬局で調剤を行うに際して、患者の病名、検査データの閲覧を行う。
- ④ 本人(患者等)の意思で、情報連携(共有)する医療機関等の範囲の指定を行う。

(2) どこでも MY 病院

- ① 患者が治療を受けている病院、診療所から、検査データ、糖尿病手帳情報等の提供を受け、本人(患者等)自身が活用を行う。
- ② 患者が調剤を受けている薬局から、電子おくすり手帳情報の提供を受ける。

(3) 基盤システム及びセキュリティ対策

本サービスを実施するため及びセキュリティ対策を行う各種システム、ネットワーク、IC カード等

(4) サポートサービス

前(1)から(3)項の実施をサポートするサポートセンターサービス

1.8 本システムに登録・保存された情報の取り扱い

- (1) 本システムに保存された医療・調剤等情報は、複製情報として取り扱うものとする。
- (2) 本システムで取り扱う医療機関等が作成・登録した医療・調剤等の情報は、複製情報であり、情報の原本は、情報の作成者が法令に従い別途管理するものとする。
- (3) 本システムが取り扱う複製の医療・調剤等情報の内容については、事業管理者、運営委員会及び(株)電算はその完全性、正確性、適用性、有用性等のいかなる面からも保証するものではない。

1.9 相談窓口と参加の受付窓口

(1) 医療機関の参加受付担当者の指定

病院、診療所の責任者は、本システムの利用に関わる本人(患者等)からの相談と参加受付を行う参加受付担当者を1名又は複数名指定するものとする。

(2) 相談窓口の設置

① 本システムの利用に関わるシステムの利用、個人情報の取り扱い、苦情その他に関する医療機関等及びその従事者、本人(患者等)からの相談受付の窓口を設置するものとする。

② 医療機関等の参加受付担当者の業務をサポートするサポートセンターを設置し、サポートを行うものとする。

③ サポートセンターの営業日、時間は次のとおりとする。

サポートセンター営業日と営業時間

月曜日から金曜日(祝祭日と、12月29日から1月3日までは除く)

9:00～17:00

1.10 医療機関等の環境準備

(1) 医療機関等は、(株)電算から提供又は貸与される機器・ソフトウェア等を除いて、本システムを利用するために必要なインターネット環境、PC、ソフトウェア等の必要なサービス、機器及びソフトウェア等を準備するものとする。

(2) (株)電算から提供又は貸与される物品、ソフトウェア、サービス等に関しては、別途定めるものとする。

(3) 医療機関等にて準備するサービス、機器等に関しては、別途定めるものとする。

1.11 教育

(1) 医療機関等の責任者は、自施設内の従事者に、個人情報の取り扱いに関する教育を実施するものとする。

(2) サポートセンターは、前(1)項に関わる教育に関し、医療機関等からの協力依頼を受けた場合、これに協力するものとする。

1.12 実証事業参加の対価

実証事業に参加する医療機関等、医療機関等の従事者及び本人(患者等)は、(株)電算から提供または貸与される本実証に必要な物品、ソフトウェア、サービス等を除いて一切の利用の対価、金銭面の対価を得るものではないものとする。

また、(株)電算は、提供又は貸与するものに関し、対価を請求することはないものとする。

1. 13 アンケートへの協力

本実証に参加する医療機関等及び医療機関等の従事者は、実証事業に関わるアンケートの回答に協力するものとする。

2. 医療機関等とその従事者の利用申請

2. 1 利用の対象とする医療機関等とその従事者

(1) 医療機関等

本システムを利用できる医療機関等は、サポートセンターへ本システムの「利用の申請・撤回届（施設用）(1/3)」を提出し、サポートセンターで利用の申請が受理された施設とする。

(2) システムの利用者

本システムを利用することができる医療機関等の医師、薬剤師及び従事者は、前(1)項で利用申請が受理された施設に所属する者で、かつ、施設から「利用者の申請・撤回届（医師・薬剤師用）(2/3)」または「利用者の申請・撤回届（従事者用）(3/3)」で利用の申請された者であって、サポートセンターで利用の申請が受理された者とする。

(3) ただし、前(1)(2)項に関わらず、運営委員会が別に認めた場合は、この限りでない。

2. 2 医療機関等及びシステムの利用者の利用申請方法

(1) システムの利用の申請

本システムの利用を希望する医療機関等及びその従事者は、本システムの「個人情報保護方針」、「セキュリティポリシー」、「医療機関・薬局の安全管理規定（ひな形）」及び本規約を理解し同意した上で、「利用の申請・撤回届（施設用）(1/3)」、「利用者の申請・撤回届（医師・薬剤師用）(2/3)」及び「利用者の申請・撤回届（従事者用）(3/3)」に施設の申請責任者の記名と押印をし、サポートセンターに利用の申請を行うものとする。

(2) 医療機関等が行うネットワークの利用申込

医療機関の本システムの利用に係る申請責任者（以下、「申請責任者」という。）は、(株)電算に「IPSec+IKE ネットワークサービス申込書」により申込を行うものとする。

(3) 医療機関等の医師・薬剤師の HPKI 認証局への申請

① 医師は、HPKI電子証明書（以下、「HPKIカード」という。）の利用をするため、日本医師会認証局にHPKIカードの発行申請を行うものとする。

② 薬剤師は、HPKIカードの利用をするため、日本薬剤師会認証局にHPKIカードの発行申請を行うものとする。

(4) 医療機関等の従事者のPKIカード

医療機関等の申請責任者は、医師、薬剤師以外の従事者が使用するPKIカードの利用申請（「PKIカード利用申請書（従事者用）」）を、サポートセンターの「EPP 認証局審査責任者」に行うものとする。

3. 医療機関等からの変更・撤回申請に係る取り扱い

3.1 申請の変更・撤回等に係るサービスの取り扱い

(1) 医療機関等からの利用数変更の場合

(医療機関等から「利用の申請・撤回届(施設用)(1/3)」、「利用者の申請・撤回届(医師・薬剤師用)(2/3)」又は「利用者の申請・撤回届(従事者用)(3/3)」による内容変更の申請)

① 医療機関の申請内容の変更に関わるもの

- ネットワーク及び施設認証・・・利用の撤回が無い限り、(株)電算は最初の利用申請時のサービス条件を継続するものとする。
- タイムスタンプサービス・・・利用の撤回が無い限り、最初の利用申請時のサービス条件を継続するものとする。
- 上記以外で、(株)電算が提供又は貸与しているものは、別途決定とする。

② 利用者数に関わるもの

- 従事者用PKIカード・・・利用者なしにならない限り、(株)電算は最初の利用申請時のサービスを継続するものとし、利用者数減分のカードを速やかにサポートセンターに返却するものとする。(EPP認証局規定による)
- 利用者数増加の場合は、別途協議とするものとする。
- 上記以外で、(株)電算が提供又は貸与しているものは、別途決定とする。
- 医師・薬剤師用HPKIカードは、日医認証局、日薬認証局の規定による。

(2) 医療機関等からの利用の撤回届

(医療機関等から「利用の申請・撤回届(施設用)(1/3)」、「利用者の申請・撤回届(医師・薬剤師用)(2/3)」又は「利用者の申請・撤回届(従事者用)(3/3)」の撤回届の提出)

① 医療機関の利用撤回(利用の中止)に関わるもの

- ネットワークサービス・・・利用の中止を行うものとする。
- タイムスタンプサービス・・・利用の中止を行うものとする。
- 上記以外で、(株)電算が提供又は貸与しているものは、別途決定とする。

② 利用者数にかかわるもの

- 従事者用PKIカード・・・速やかに(株)電算に返却するものとする。(EPP認証局規定による)
- 医師・薬剤師用HPKIカード・・・日医認証局、日薬認証局の規定によるものとする。
- 上記以外で、(株)電算が提供又は貸与しているものは、速やかに返却するものとする。

3.2 利用撤回に係る登録済みデータの取り扱い

医療機関等から利用の撤回届をサポートセンターが受理した後も、本人(患者等)からの「登録データの削除申請書」を受理しない限り、利用の撤回を申請した医療機関等が本システムに登録したデータの削除行わないものとする。

ただし、本実証期間の終了において本システムに保存されたデータは削除されるものとする。

4. 本人(患者等)の利用申請

4.1 利用の対象となる本人(患者等)

(1) 本人(患者等)

本システムを利用することができる者は、本人(患者等)であって、本事業に参加している医療機関等で治療又は調剤サービスを受けていること、かつ、本事業に参加している医療機関等に「実証事業の参加同意書(1/2)」、「参加同意書の情報共有先登録(2/2)」(以下、これらを「参加同意書」という。)を提出し、サポートセンターが受理した者とする。

(2) ただし、運営委員会が別に認めた場合は、この限りでない。

4.2 本人(患者等)の参加同意書を受け付ける場所と説明者

(1) 本人(患者等)への本事業の説明と参加同意書を受け付ける場所

- ① 本人(患者等)への説明を行う場所は、医療機関又は(株)電算が主催する説明会等の場所で行うものとする。
- ② 参加同意書の受け付けは、現に患者が治療又は調剤(以下、「治療」という。)を受けている本実証事業の参加医療機関で行うものとする。

(2) 本人(患者等)への説明者

患者の治療に当たる医師が説明し、同意書を受け取るものとする。ただし、治療現場の作業軽減の見地から医師に限定せず参加施設の職員が説明と参加同意の受け付けを行うことを可とする。

(3) (株)電算の協力

(株)電算は、患者への説明と同意書の受け付けにおいて、必要な場合において医療機関等の了解の下で医療機関等の担当者を支援(補佐する)し、不明点等への質問への回答などを行うことができるものとする。

4.3 参加受け付けとその代理者の取り扱い

(1) 参加を期待する本人(患者等)と本人確認

医療機関の参加受付担当者は、次の点を考慮し受け付け、説明を行うものとする。

- ① できるだけ初の来院者、来局者でなく、実証サービスの利用回数が多いと予想される治療を受けている患者が望ましい。
 - ② できるだけ日常の接触で本人確認ができる患者または代理同意者から参加同意を受けることが望ましい。
 - ③ 参加同意書に記載された内容を見て、不自然な場合には、医療機関の参加受付担当者が患者及び(必要な場合に)代理同意者の保険証等の提示を受けて患者との関係性を確認する。
- (2) 参加同意書、変更申請書等における患者及びその代理同意者の取り扱い

- ① 成年患者……患者本人が「参加同意書」に自署することで意思表示とする。

②未成年患者・・・「患者の保護者」が「参加同意書」の代理同意者欄に自署することで意思表示とする。

③意思表示に課題があると思われる成年患者

(課題がある患者か否かの判断を、医師の診断等をもって行わないため、思われるとしている。)

- 同意書に自署できる患者・・・「参加同意書」への患者の自署をもって意思表示とするが、受付現場の判断で、代理同意者欄に代理同意者の自署を求めることができる。この場合の代理同意者は、家族又は親族とする。(受付現場の判断により、代理同意者の自署を求めることを必須とするものではない。)
- 同意書に自署できない成年患者・・・患者の代理同意者が、参加同意書の代理同意者欄に自署することで意思表示とする。この場合、代理同意者は患者の家族又は親族とし、代理同意者の保険証(健康保険証、国民健康保険証または共済組合員証等)の提示を受け、本人確認をすることとする。(本項目は、治療の現場の意見を踏まえての検討課題とする。)

(3) 上記の運用で解決ができない場合

その都度必要な説明と証明書類を確認し、参加できる方法を協議することとする。

サポートセンターは、これをサポートするものとする。

(4) 変更等申請等の場合

前記(1)から(3)の手続きは、「参加同意書」に限らず「変更等申請書」においても同様とする。

4.4 本人(患者等)の参加申請

(1) 参加の同意と申請

参加同意の申請をする本人(患者等)は参加同意書に必要事項を記入し、本事業に参加している医療機関に提出するものとし、医療機関の参加受付担当者は参加同意書の内容確認と受け付けを行い、サポートセンターに申請を行うものとする。

(2) 本人(患者等)への説明と参加同意書の受付方法

① 本事業への参加を希望する本人(患者等)から、医療機関が参加同意を受け付けるにあたって本人(患者等)に対し、次の文書での説明を行うものとする。

- 案内パンフレット
- 患者さんへのサービス紹介
- 「患者さんの参加に当っての説明書」
- 「患者さんの安全な利用の手引き」
- 「実証事業の参加同意書(1/2)」、「参加同意書の情報共有先登録(2/2)」
- 「参加同意書の内容変更申請書(1/2)」、「内容変更申請書の情報共有先登録変更(2/2)」
- 「参加同意の撤回届」
- 「登録データの削除申請書」

② 医療機関での受け付け

本人(患者等)への説明の結果、本人(患者等)が自署した参加同意書を医療機関が受け取ることで参加同意を受け付けたものとする。

(3) 患者用どこでも MY 病院システムの利用 ID とパスワードの通知

ID とパスワード情報は、本人(患者等)以外が知り得る機会をなくすため封入状態で本人(患者等)に提供するものとする。

(4) 会員カードの配布

① 受け付けの成立段階で医療機関は、保管している封筒セットから、会員カードを取り出し表面に医療機関等名、患者名を記入して、本人(患者等)に提供するものとする。

② 本人(患者等)が記載した参加同意書に、「受付医療機関名」、「説明者氏名」、「説明日」を記載し、

- 「実証事業の参加同意書(1/2)」のコピー
- 「参加同意書の情報共有先登録(2/2)」のコピー
- (後述する会員カード表面の)コピー

を作成し、このコピー3種×1枚を(株)電算サポートセンターにFAXするものとする。

③ サポートセンター営業日と営業時間

月曜日から金曜日(祝祭日と、12月29日から1月3日までは除く) 9:00～17:00

名称: 株式会社電算 輪島事務所内サポートセンター(登録責任者)

住所: 〒928-0001 石川県輪島市河井町24部11番地

電話:0768-22-5010 FAX :0768-22-5015 E-mail: support@notohoku.net.

④ 複写した参加同意書は、本人(患者等)へ控えとして渡し、原紙は受け付け医療機関で保管し、次回本人(患者等)からの変更等の申請時に過去の申請情報の確認に用いるものとする。

⑤ 受付者は、会員カードを本人(患者等)にわたすたびに「会員カード管理票」に記入し医療機関で、参加同意書の原紙と共に管理・保管するものとする。

⑥ 同意の成立

参加同意書を受け付けた医療機関から、サポートセンター内容を確認後にこれを受理することで、本人(患者等)と(株)電算との正式な同意の契約が成立したものとする。

(5) 同意の成立とシステムの利用・失効登録

① 同意書を受理する場合

サポートセンターは、受理した参加同意書に対応する本人(患者等)のシステムの利用が可能になるよう、受理からサポートセンターの3営業日以内に、システムへの利用開始登録を終えるものとする。

② 参加同意書を受理しない場合

サポートセンターは、受理しない参加同意書について、システムの利用開始登録を行わない。

受理されない事由が解決した時点で、サポートセンターは、システムの利用開始登録を行うものとする。

(6) 受理・不受理の本人(患者等)への通知

- ① 受理の場合・・・結果の通知は行わない。
 - ② 不受理の場合・・・サポートセンターより本人(患者等)へ連絡を行い、理由の説明、解決方法の相談を行うものとする。
 - ③ 受理されない事由が解決した場合・・・サポートセンターは、システムの利用を可能とする処置を行うものとする。
- (7) 不受理の場合の会員カードの取り扱い
不受理で、その事由の解決の目途が立たない場合、すでに本人(患者等)に提供された会員カードの返却は求めないこととする。(システムの利用はできない状態のカード)

5. 本人(患者等)からの変更等の申請

5.1 変更等の申請における患者本人とその代理同意者の考え方

申請文書名が異なる以外は、参加同意書を受け付ける際の方法と同じとする。

5.2 変更等の申請書類と受付場所

- (1) 医療機関での受け付け
本人(患者等)が申請済みの内容の変更を求める場合、「参加同意書の内容変更申請書(1/2)」、「内容変更申請書の情報共有先登録変更(2/2)」、「参加同意の撤回申請書」、「登録データの削除申請書」(以下、これら種類をまとめて「変更等申請書」という。)に必要事項を記載し、「参加同意書」が受け付けられた医療機関の参加受付担当者に提出するものとする。
- (2) サポートセンターでの受け付け
新規の参加同意を除く「変更等申請書」は、本人(患者等)の利便性を考慮し、医療機関経由でなくサポートセンターでの受け付けも行うものとする。変更等申請に関わるい申請書類は、前項(1)と同じ。

5.3 本人(患者等)の変更等申請

- (1) 変更等の申請方法
申請文書名が異なる以外は、参加同意の申請と同じとする。ただし、会員カードの取り扱いは、最初の参加同意時のみ。
- (2) 変更等申請書の医療機関での受け付け
申請文書名が異なる以外は、参加同意の申請と同じとする。
- (3) 変更等申請書への医療機関の記入
申請文書名が異なる以外は、参加同意の申請と同じとする。
- (4) 本人(患者等)に提供した会員カードの取り扱い

- ① 変更等申請書の受理において、会員カードの本人(患者等)からの返却は行わないものとする。
 - ② 「参加同意の撤回申請書」の場合、会員カードの本人(患者等)からの返却は行わないものとする。
- (5) 変更等の申請とシステムの利用変更登録
- ① 参加同意書の内容変更申請の場合
サポートセンター受理後、同センターの3営業日以内にシステムに必要な変更を登録するものとする。
 - ② 登録データの削除申請の場合
サポートセンターは受理後、同センターの3営業日以内に当該患者のデータの削除を行うものとする。
 - ③ 参加同意の撤回の場合
サポートセンターは受理後、同センターの3営業日以内に当該患者のシステムの利用停止の登録を行うものとする。
- (6) 変更等申請の受理・不受理の本人(患者等)への通知
申請文書名が異なる以外は、参加同意の申請と同じとする。

5.4 登録データの削除申請に係る情報の削除範囲

本人(患者等)からの「登録データの削除申請書」が受理された場合、サポートセンターが削除する情報の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本システムに登録・保存された情報の取り扱い
- ① 医療機関等が作成し本システムに登録・保存された情報について、当該患者の一切の情報の削除を行うものとする。
 - ② 削除されない情報は、次のとおりとする。
 - 本システムから医療機関等が各施設の情報機器にダウンロードした情報
 - 本システムに登録のため医療機関等で作成した情報で、医療機関等の施設内に保存されている情報
- (2) どこでもMY病院システムに登録・保存された情報の削除
- ① どこでもMY病院システムへの情報の登録は、本人(患者等)自身が行うものであり、この登録・保存情報は本人(患者等)が自身のPC, 携帯端末等进行操作し、自己の責任で削除を行うものとする。
 - ② どこでもMY病院システムの利用の過程で、本人(患者等)が自己の操作でPC, 携帯端末等に保存した情報は、本システムの取り扱い対象外となるため、自己の責任で削除を行うものとする。

6. 本システムの利用

6.1 情報連携(共有)システムの利用

(1) 情報連携(共有)システムで取り扱う情報

① 患者基本情報

患者さんの氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号など

医療施設の施設名、担当医師名、薬剤師名、施設連絡先、診断年月日、調剤年月日など

② 診療情報、調剤情報

紹介状、病名、処方情報、検査データ、検査画像、アレルギー、輸血記録、既往歴、調剤情報、電子処方箋情報及びその他医療機関が登録した情報

③ 処方箋QR情報(医療機関等のレセコンで作成されるもの)

医療機関が処方箋情報を紙の処方箋にQRコードを印刷して患者に提供するもの

(2) 情報連携(共有)システムの情報

① 医療機関が提供する情報

● 患者基本情報

● 診療に関わる情報

医療機関から提供される、処方情報、検査データ、放射線画像データ、紹介状(※)及び医師が作成したその他の情報

(※)紹介状は、システムに登録、保存するが、本人(患者等)に紹介状引換券(IDを記載)を渡すことで、IDの提示を受けた医療機関のみが検索し閲覧できるものとする。

● 処方箋のQRコード出力

② 医療機関が提供を受ける情報

● 患者基本情報

● 診療に関わる情報

他の医療機関の医師から提供される前①項に示す情報

③ 医療機関が薬局から提供を受ける情報

● 患者基本情報

● 調剤結果情報(処方情報と調剤結果情報のマッチング情報)

④ 薬局が医療機関から提供を受ける情報

● 患者基本情報

● 病名及び検査データ

(3) 情報連携(共有)のための情報の作成と情報の登録

① 医療機関等の医師、薬剤師は、連携のための情報を作成し、本システムに登録のため送信するものとする。

この場合、作成しデータは、法令に従い作成元で別途管理するものとする。

② 本システムへのログインのため、ICカードを用いて本人性を明らかにするものとする。

医師または薬剤師はHPKIカードを用いるものとし、医師・薬剤師を除く医療機関等の従事者はPKIカードを用いるものとする。

- ③ 本システムへの情報登録の場合で、医師または薬剤師の記名・押印が必要な情報には、HPKIカードで電子署名(自動的にタイムスタンプが付与される)するものとする。
- ④ 医師が電子署名を行う場合、本システムでは署名操作をすることで登録のための送信が行われる。薬剤師が電子署名を行う場合、その業務上の必要性から署名操作と登録のための送信操作の2つを行う。

(4)情報の閲覧

- ① 情報の作成者が本システムに登録した情報は、本システム内に保存され、閲覧が許可された医療機関等の医師、薬剤師及び従事者が閲覧を行うものとする。
- ② 閲覧または情報の取込みのために本システムにログインする場合、医師または薬剤師は、HPKIカードを用いるものとし、医師・薬剤師を除く従事者は、PKIカードを用いるものとする。
- ③ 必要な場合には、情報の電子署名を確認するため、電子署名の検証画面を表示させ確認を行うものとする。

6.2 どこでもMY病院システムの利用

(1)どこでもMY病院の情報

- ① 医療機関が本人(患者等)に提供する情報
 - 検査データ(CD-R等のライトワンス型の媒体での提供に限る)
 - 糖尿病手帳情報(CD-R等のライトワンス型の媒体での提供、又は本人(患者等)の代行でネットワークを介して患者のどこでもMY病院に登録に限る)
- ② 薬局が本人(患者等)に提供する情報
 - 電子おくすり手帳情報(QRコードでの提供又は本人(患者等)の代行でネットワークを介して患者のどこでもMY病院に登録に限る。)

(2)本人(患者等)に提供する情報の作成と提供

医療機関等の医師、薬剤師、従事者は、本人(患者等)の依頼に基づき情報を作成し本人(患者等)に提供するものとし、提供した情報は法令に従い作成元で別途保管するものとする。

(3)提供された情報の本人(患者等)によるシステムへの登録

- ① 本人(患者等)は、医療機関等で受け取った情報を自らがどこでもMY病院システムに登録するものとするが、薬局においては電子おくすり手帳情報を本システムへの登録を代行して貰えることがある。
- ② 本人(患者等)のどこでもMY病院へのログインは、IDとパスワード、マトリクス認証を用いて行うものとする。

(4)どこでもMY病院に登録された情報の閲覧

- ① 本人(患者等)自らによる閲覧
IDとパスワード、マトリクス認証を用いて、本人(患者等)自らが情報を閲覧するものとする。
- ② 本人(患者等)以外の者の閲覧
「本人(患者等)が自身の携帯端末等に表示して第三者に見せる、あるいは紙に印刷して第三者に情報を見せる等」は、本システムの取り扱いに含まれないものとする。

6.3 医療機関等の情報提供とサービス提供の義務

(1) 情報連携(共有)システム

①参加医療機関の義務

情報共有のため、参加同意を得た本人(患者等)の診療に関わる情報等(処方情報、検査データ、放射線画像データ、紹介状及び医師が作成したその他の情報など)の提供による実証及び処方箋のQRコード提供による実証、電子処方箋の試行に協力するものとする。

他の医療機関等から登録された情報を閲覧し、診療の安全性、効率性向上と患者サービス向上に協力するものとする。

②参加薬局の義務

電子処方箋の試行及び調剤結果情報の提供に協力するものとする。

調剤及び服薬指導において、病名、検査データを閲覧し、調剤の安全性向上と患者サービス向上に協力するものとする。

(2) どこでもMY病院

参加医療機関等はどこでもMY病院で取り扱う情報に関し、「本人(患者等)へ情報の提供を行うこと」に協力するものとする。

①医療機関が本人(患者等)に提供する情報

- 検査データ・・・CD-R等の媒体に格納して本人(患者等)に提供する。(医療機関による代行でのシステムに登録するサービスはなし。)
- 糖尿病手帳情報・・・CD-R等の媒体に格納して本人(患者等)に提供する、又は本人(患者等)の代行でどこでもMY病院に登録。②薬局が本人(患者等)に提供する情報
 - 電子おくすり手帳情報・・・薬局が調剤明細書等の紙媒体にQRコードを印刷して本人(患者等)に提供する又はどこでもMY病院に患者の代行で登録する代行登録サービス。

6.4 本システムのサービス提供期間とびデータ保存期限

(1) サービス提供期間

- ① 本人(患者等)の参加同意の受付期間 平成24年8月1日から平成25年1月31日まで
- ② 医療機関等の参加申請受付期間 平成24年8月1日から10月31日まで
- ③ 実証期間 平成24年10月1日より開始し、平成25年2月15日まで
- ④ 「電子おくすり手帳情報」のQRコード提供

本人(患者等)が自身の携帯電話機等に格納するためのQRコード情報の提供サービスは、上記とは別に実証期間終了後も各々の薬局の判断で継続期間が決定される。

(2) データの保存期間

本サービスの期間及び本システムに登録された情報の保存期間は、登録日から次に示す期間までとし、以降は情報が削除されるものとする。

- ① 情報システム 実証事業終了日まで(平成25年3月29日まで)
- ② どこでもMY病院システム 実証事業終了日まで(平成25年3月29日まで)

7. 利用者の安全対策の責務

7.1 医療機関等及びその従事者の責務

本システムを利用する医療機関等は、本システムの利用上の安全を守るため、以下の規定を遵守するものとする。

(1) 安全管理規定の制定

「医療機関・薬局の安全管理規定(ひな形)」を参考にして自施設で制定し対策を講じるものとする。 自院又は自薬局で安全管理規定を既に制定済みの場合は、制定済みの規定に不足があれば補完することで、安全管理の対策を講じるものとする。

別紙:医療機関・薬局の安全管理要件規定(ひな形)

(2) 本システムで遵守すべき規定類

別紙:能登北部医療圏地域医療連携システム 個人情報保護方針

別紙:能登北部医療圏地域医療連携システム セキュリティポリシー

本規約 能登北部医療圏地域医療連携システム利用規約

7.2 本人(患者等)の責務

本システムを利用する本人(患者等)は、本システムの利用上の安全を守るため、以下に示す説明書及び手引きを遵守するものとする。

別紙:患者さんの参加に当っての説明書

別紙:患者さんの安全な利用の手引き

7.3 セキュリティ事故及び障害時の対応

- (1) システムの利用者は、利用に際してシステムの異常、あるいは利用の不可等、正常でない事象を発見した場合、速やかにサポートセンターに報告を行うものとし、その対応に関し、サポートセンターの指示を受け対処するものとする。
- (2) システムの利用者は、情報セキュリティに関する事故やシステム上の欠陥を発見した場合には、速やかにサポートセンターに報告を行うものとし、その対応に関し、サポートセンターの指示を受け対処するものとする。
- (3) システムの利用者は、事故及び異常に関し、重要な事象は、サポートセンターへ報告を行うものとする。
- (4) 事業管理者は、前(1)(2)(3)項のサポートセンターからの報告を受け、重大事項と判断した場合、必要に応じて臨時に運営委員会を開催し、対策を検討するものとする。

7.4 システムの利用者のパスワード管理

(1) 医師、薬剤師のHPKI カードのパスワード

- ① パスワードは、他人に知られないよう自身の責任で取り扱うものとする。

- ② パスワードが漏洩した場合又は漏洩した恐れがある場合、HPKI 認証局の規定に基づき、カードの失効届出とカードの再発行の手続きを行うものとする。
 - ③ パスワードを忘失の場合、認証局規定に基づき、パスワードの開示申請を認証局に行うものとする。
- (2) 医師、薬剤師以外の従事者のPKIカードのパスワード
- ① カード利用申請時に記載された初期パスワードが設定されたカードが手元に到着する。到着次第に、自らが初期パスワードから利用パスワードに変更を行い、システムの利用を開始するものとする。
 - ② 自らが設定した利用パスワードを忘失した場合、パスワードの開示は行われないので、PKIカードの再発行が必要になる。
 - ③ パスワードの忘失時には、サポートセンターに問い合わせを行うものとする。
- (3) 本人(患者等)のどこでもMY病院のログインパスワード
- 参加同意書を医療機関等で受け付け時に、封入されたIDと初期パスワードを利用して、自らが初期パスワードから利用パスワードに変更を行い、マトリクス認証を加えてシステムの利用を開始するものとする。
- パスワードを忘失した場合、サポートセンターに問い合わせを行うものとする。

8. サービスの変更、中止等

8.1 サービスの変更

- (1) (株)電算は、本システムのサービスに関し、変更することができるものとする。
- (2) 重要な変更の場合には、事業管理者及び運営委員会と協議の結果で、変更することができるものとする。
- (3) 重要な変更を行う場合は、利用者に事前に通知するものとする。

8.2 利用の一時停止

- (1) (株)電算は、正常でない利用方法、不正なログイン等、必要と認めた場合は、当該利用者への事前の通知、承諾を得ることなく当該利用者のシステム使用を停止することができるものとする。
- (2) 前(1)項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、(株)電算は、利用者のシステムの利用を一時停止することができるものとし、この場合、(株)電算は、停止後速やかに事業管理者に報告を行うものとする。
- (3) 事業管理者は、前(1)(2)項の利用停止をした場合で、重要を認められる場合は運営委員会に報告するものとする。
- (4) 前(1)(2)項により当該利用者に損害が発生した場合、事業管理者、運営委員会及び(株)電算はいかなる責任も負わないものとする。

8.3 サービスの一時停止

- (1) (株)電算は、システムの保守、改良等の理由で、一時的にサービスの停止が必要な場合、事前に利用者に通知の上で、サービスの一時停止を行うことができるものとする。
- (2) (株)電算は、次のいずれかの場合には、利用者に事前に通知することなく、サービスの一時的停止を行することができるものとする。
 - ① システムの保守、障害対策等を緊急に行う必要がある場合
 - ② 転変地変及び事故等により、サービスの提供ができなくなった場合
 - ③ その他の理由で、システムの(株)電算が一時的にサービス停止が必要と判断した場合

8.4 サービスの中止

(株)電算は、事業管理者及び運営委員会と協議した上で、利用者に少なくとも1か月前に予告をした上で、本システムのサービス提供を中止することができるものとする。

8.5 禁止する行為

- (1) 利用者は、本システムの利用に際して次の各号に該当する行為をしてはならない。
 - ① 公序良俗に反すること。
 - ② 犯罪的行為に結びつくこと。
 - ③ 他の利用者又は第三者の著作権、プライバシー、財産等を侵害すること
 - ④ 他の利用者又は第三者を誹謗中傷すること。
 - ⑤ 虚偽の利用申請を行うこと。
 - ⑥ 登録された情報の改ざんを行うこと。
 - ⑦ 利用規約、セキュリティポリシー等の各種規定に反して利用を行うこと。
 - ⑧ ICカード及びパスワードを不正に使用すること及び不正に使用させること。
 - ⑨ 本システムの運営を妨げる行為をすること。
 - ⑩ 運営委員会が利用者として不適当と判断した行為をすること。
 - ⑪ 運営委員会が利用医療機関等として不適切と判断した行為をすること。
- (2) 利用者が前(1)項のいずれかに該当する場合、(株)電算は、事業管理者と協議した上で、当該利用者に事前に通知することなく、利用者のシステムへの登録を解除することができるものとする。
- (3) 利用者が前(1)項のいずれかに該当することで事業管理者又は(株)電算が損害を被った場合、利用者に対し被った損害の賠償を請求できるものとする。

9. 免責事項

- (1) 個人情報の取り扱いについて、事業管理者又は(株)電算は、本システムの利用者が故意に外部へ流出した場合や、犯罪行為に及ぶような情報の取り扱い等を行った場合など、その責任を負わないものとする。
- (2) 事業管理者又は(株)電算は、善良なる管理者の責任を果たしているにもかかわらず、個人データが故意ではなく漏洩した場合は、その責任を負わないものとする。

10. 目的外の利用

10.1 目的外の利用禁止

本システムの利用に関し、保守、改良、機能の追加、障害対策、安全対策等での利用を除き、目的外の利用は認めない。

10.2 目的外利用の例外措置

- (1) 新たなサービスの開発、新技術の開発、評価、導入、研究、サービス範囲の拡大等の目的で、本システムの利用を行う場合、文書により事前に(株)電算に申し入れ、承諾を得た場合のみ、許可されるものとする。
- (2) その場合、(株)電算の指示する利用条件を遵守しなければならない。

11. 各種規定の制定、変更等

- (1) 事業管理者及び(株)電算は、本規約の変更及び諸規定の制定、改廃を、利用者の承諾を得ることなく、行うことができるものとする。
- (2) 前(1)項の場合で、重大な変更及び諸規定の制定、改廃の場合には、事業管理者及び(株)電算は、運営委員会と協議するものとする。

12. 本規約の施行

本規約は、平成24年8月23日から施行するものとする。

修正履歴

Ver.	日付	作成者	内容	備考
1.0	2012-8-23	電算	初版の制定	
1.1	2012-10-10	電算	6.2及び6.3の「糖尿病データを医療機関からどこでもMY病院に登録する」を追加 6.4の事業期間を変更本システムのサービス提供期間とデータ保存期限	

以上